

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年8月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20260804	高浜交通株式会社（法人番号 4210001014107）代表者山本浩司	福井県大飯郡高浜町宮崎第86号4番地1	本社営業所	福井県大飯郡高浜町宮崎86番地4番地1	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和8年5月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
2	20260805	三栄タクシー有限会社（法人番号 4210002001343）代表者戸川智貴	福井県福井市二の宮1-16-1	本社営業所	福井県福井市二の宮1-16-1	輸送施設の使用停止(21日車)及び文書警告並びに文書勧告	旅客自動車運送事業運輸規則第4条第3項	令和7年10月6日、監査方針に基づいて、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第4条第3項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(5)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(6)乗務員等台帳の保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第2項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(9)事業用自動車内の事業者名等表示義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第42条第1項)、(10)事業用自動車内の禁煙表示義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第42条第3項)、(11)運行管理規程の記載事項不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)、(12)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。